



沖野中学校だより

令和3年5月25日(火) 第2号

学校教育目標 「自ら拓く 自分の未来」

目指す生徒像

未来に夢を持ち、たくましく生きる、活力のある生徒

TEL:(285) 6501 FAX:(294) 1356

3年修学旅行

5/11~12 修学旅行(函館方面)

【ねらい】

- ・集団活動を通して、自ら立てた計画を実行し、自律的に行動できる。
- ・体験を通して、見聞を広め、社会学習や進路学習の一助にする。

【活動】

- ・函館市内自主研修
- ・クラス別研修



2年体験学習

5/20~21 体験学習(秋田方面)

【ねらい】

- ・自然体験や踊り体験、民泊体験などを通して、互いに協力し合って物事を成し遂げる力を身に付ける。
- ・主体的に学習に取り組む姿勢を身に付ける。

【活動】

- ・わらび座観劇・踊り体験
- ・選択別手作り体験

1年安全教室

5/20 自転車交通安全教室



沖野中学校区災害対策委員会総会

沖野中学校区青少年健全育成連絡協議会 を開催

今年度は、感染予防を考慮し、両委員会を役員の一部の少数で、かつ短時間で開催させていただきます。

災害対策委員会は、10月23日(土)の地域防災訓練に向けた話し合いが今後も数回実施される予定です。

健全育成連絡協議会では、若林警察署生活安全課の方から地域の最近の状況や注意すべきこと等の情報提供をいただき、校区内の地区巡視、小中連携挨拶運動等の確認を予定しております。

学校と家庭の両方で、SNS等の利便性と危険性を教えていきましょう

防ごう！ ネットトラブル

宮城県内では、中学生がインターネットを介した様々なトラブルや犯罪の被害にあったり、時には加害者になってしまったりするケースが多く報告されています。生徒が安全に安心して利用できる環境整備をするのは、大人の責任です。便利なものも、使い方を間違えると人に危害を加えてしまう非常に危険のものになることを、生徒に教えていかなければならないと考えています。

学校では、情報モラル教育として、各教科・各領域において実践していきます。ご家庭におかれましても、保護者の責務として、お子様と一緒に話し合いを持ち、ルール作りをお願いいたします。

子供が加害者・被害者にならないように、共に教育していければと思います。

保護者の責務・義務の規定

青少年健全育成条例一部改正について

平成27年10月1日から施行された「青少年健全育成条例」に保護者の責務・義務が規定されました。

【保護者の責務】

保護者は、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、利用状況の適切な把握と適切な利用の確保に努めなければならない。

【保護者の義務】

保護者は、青少年が使用する携帯電話等について、青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合、携帯電話事業者に対し、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定める理由等を記載した書面を提出しなければならない。

6月・7月の行事予定

6月		7月	
1	火	生徒総会	1 木 合唱リハーサル
2	水	1・3学年耳鼻科検診13:30	2 金 中央委員会
3	木	3学年, 2年3・4組歯科検診8:50	3 土
4	金		4 日
5	土		5 月 校納金第2回引落日
6	日		6 火
7	月	校納金第1回引落日	7 水 合唱コンクール
8	火		8 木
9	水	中総体激励会	9 金
10	木	第1回おきの学園学校運営協議会	10 土
11	金		11 日
12	土	仙台市中学校体育大会①	12 月
13	日	仙台市中学校体育大会②	13 火
14	月	仙台市中学校体育大会③	14 水
15	火		15 木
16	水	中総体報告会	16 金
17	木	振替休業日	17 土
18	金	振替休業日	18 日
19	土		19 月
20	日		20 火 全校集会 *校納金再引落日
21	月	校納金再引落日	21 水 夏季休業(～8月18日)
22	火	中間考査	22 木 海の日 県中総体
23	水	仙台市中学校体育大会水泳競技①	23 金 スポーツの日 県中総体
24	木	仙台市中学校体育大会水泳競技②	24 土 県中総体
25	金		25 日 県中総体
26	土		26 月 教育相談
27	日		27 火 教育相談
28	月		28 水 教育相談
29	火	避難訓練	29 木 教育相談
30	水	奉仕委員会	30 金 教育相談
			31 土

